

第7章 計画の推進体制

1 計画の周知・連携による推進

計画を推進していくためには、村民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、広報やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、村の保健福祉サービスの内容に関する情報提供に努めます。

2 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進にあたっては、地域住民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、六ヶ所村介護保険事業運営協議会ほか各分野の意見を取り入れながら、事業の実施状況の点検、改善を図り、計画の進捗状況の管理と円滑な推進に努めます。

また、本計画は、具体的な事業を計画する期間は2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年の計画ですが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年度（令和7年度）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年度（令和22年度）を見据えた中長期的な計画という性格も有しています。そのため、本計画の最終年度となる2023年度（令和5年度）には、第8期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画を策定する必要があります。

計画の見直しにあたっては、2023年度（令和5年度）における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績、アンケート調査結果など、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第9期計画に反映させます。